

衆議院憲法調査会「4年間」の調査を振り返って

— 残り1年となつた衆議院憲法調査会の調査の概要と今後の展望 —

橋 幸信

前衆議院憲法調査会事務局総務課長

衆参の憲法調査会の設置の経緯

(昭和30年代の内閣憲法調査会設置の背景) 日本国憲法の下で「憲法調査会」という調査機関が設けられたのは、現在の衆参の憲法調査会が初めてではない。昭和32年8月に、内閣に設置された憲法調査会があるからである。これには、昭和27年のサンフランシスコ平和条約による独立の回復や、昭和30年の保守合同による自由民主党の結成などをきっかけにして、GHQによる占領下での憲法制定を理由とする「自主憲法制定」の機運が盛り上がっていったという時代的背景があったといわれている(「復古的改憲の時代」)。

この調査会は、国会議員と学識経験者から構成されたものであったが、当時の日本社会党や多くの憲法学者は、これを「改憲のための露払いの機関」であるとして国民的な反対運動を展開し、内閣憲法調査会への参加をボイコットした。そのた

たちばな ゆきのぶ

1957年生。東京大学法学部卒。82年衆議院法制局に入局。社会労働委員会、大蔵委員会、厚生委員会等の各部課を経て98年第4部第2課長、同年千葉大学法経学部助教授に出向、2000年衆議院憲法調査会事務局総務課長、03年衆議院法制局企画調整監(現職)。著書に『知っておきたいNPO法』などがある。

め、日本社会党などに割り当てられた委員を欠員にしたままの変則的な形でこの調査会は発足し、調査審議を続けていくこととなった。

(内閣憲法調査会の膨大な報告書とその後) その後、内閣憲法調査会は、会長である高柳賢三博士の公正中立な議事運営もあって、7年間にわたって、①「日本国憲法の制定経緯」に関する綿密な調査、②「憲法運用の実態」に関する広範かつ詳細な調査を踏まえて、③憲法改正の是非・運用改善の要否などの「日本国憲法の問題点」についての検討を行い、その調査審議の結果として、昭和39年7月に、1,100頁を超える報告書本体と12の附属文書からなる膨大な報告書を作成して、内閣及び国会に対して提出し、その使命を終えた。

しかし、内閣憲法調査会の報告書が提出された昭和39年は、戦後復興を果たした我が国が高度経済成長に向かう時期であって、憲法改正は、もはや政治の表舞台のテーマからは消え去っており、膨大な報告書も、事実上、「お蔵入り」となったのである。その後も、憲法問題(特に、9条をめぐる問題)は、常に政治における重要な問題ではあったが、それが現実政治の上で具体的な課題となることはないままに、時代は推移していく(「改憲受難の時代」という論者もいる)。

(平成9年以降の衆参憲法調査会設置の運動)ところが、日本国憲法施行50周年(平成9年)を機として、国会に憲法論議の場を設けようとする

動きが高まっていた。その火付け役は、超党派（共産・社民を除く）の議員により結成された憲法調査委員会設置推進議員連盟（会長・中山太郎衆議院議員・元外相）の活動であり、ここから、憲法調査会設置の動きが本格化していったのである（「現代的改憲の時代」）。

同議連では、当初は、常任委員会としての設置を目指していたが、憲法改正に直結するという危惧感からこれに反対する意見も強く、議論は、一時、座礁に乗り上げるかに見えた。しかし、平成11年2月に、自民・民主・公明・自由・改革クラブの5党間で、「議案提出権を持たない調査会」（したがって、この調査会自体が正規の「憲法改正案」を提案したり、審議したりすることはできない）の設置協議を進めることを合意するに至り、衆参両院への憲法調査会の動きは急進展することとなった。すなわち、この合意を受けて、衆議院議長の諮問機関である「議会制度協議会」で協議が開始され、同年7月6日、衆議院憲法調査会の設置を定める「国会法の一部改正法案」と「衆議院憲法調査会規程案」が衆議院で可決されたのである（その後、参議院において、参議院にも憲法調査会を設置する旨の修正を加えて、同月29日に成立、8月4日に法律公布）。

（憲法調査会設置に関する3項目の申合せ） なお、「国会法の一部改正法案」及び「衆議院憲法調査会規程案」を可決するに当たり、衆議院議院運営委員会理事会において、次の3項目の重要な申合せがなされている（参議院においても同様の申合せがなされている）。

- ①憲法調査会は、議案提出権がないことを確認する。
- ②調査期間は、概ね5年程度を目途とする。
- ③会長が会長代理を指名し、野党第一党の幹事の中から選定する。

①は、上述したように憲法改正に直結すること

を危惧する意見に配慮したものであるが、②も、「できるだけ早く（2～3年で）調査を済ませ、憲法改正案の作成・審議を進めるべき」とする意見と、「慎重に議論を進めるべきであり、10年程度はかけるべき」との意見の妥協として設定されたものと言われている。「概ね」「程度」「目途」というように、三重の形容詞が「5年」という期間を修飾しているのがその辺の事情の一端を表しているように推測される。

いずれにしても、ここに、憲法改正の発議権を有する国会（憲法96条）に初めて、「日本国憲法について広範かつ総合的な調査を行う」との趣旨の下に、憲法調査会が設置されることとなったわけであり、翌平成12年1月20日の第147回国会の召集日当日に、衆参両院に憲法調査会が設置され、活動を開始することとなったのである。

以下では、このようにして設置された衆議院憲法調査会の平成12年1月から現在（平成16年1月）までの4年間の調査を振り返ることとするが、その対象は、筆者が直接・間接に見聞した「衆議院」の憲法調査会に限定される。この点、あらかじめご容赦願いたい。

組織の概要及び運営の特徴

（1）組織の概要

（委員及び幹事会） 昭和30年代に内閣に設けられた憲法調査会とは異なり、衆参両院の憲法調査会のメンバーは、国会議員だけからなる議院の機関である。衆議院の場合は50人の委員で組織され、その委員は、所属議員数の比率によって各会派に割り当てられる。平成16年1月現在（第159回国会）の割当では、自民25人、民主19人、公明4人、共産1人、社民1人である。

また、調査会の運営に関し協議するため、会長及び幹事（正式に幹事を出せない小会派からはオブザーバー）からなる幹事会が置かれており、調査会・小委員会の運営やテーマなどあらゆる事項

は、ここで実質的に協議・決定される。

(会長及び会長代理) 会長は、調査会設置当初から現在まで中山太郎議員（自民）が選任されている。また、会長代理は、野党第一党の民主党から会長の指名によって選任されているが、現在は仙谷由人議員（平成14年10月から）である。

(4つの小委員会) 調査会の下に、日本国憲法に関する個別の論点について専門的・効果的な調査を行うため、第154回国会の平成14年2月以降、4つの小委員会が設置されている。小委員会の構成及び小委員の割当てに若干の変遷はあるが、平成16年1月現在（第159回国会）は、「最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会」「安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会」「基本的人権の保障に関する調査小委員会」「統治機構のあり方に関する調査小委員会」の4つであり、それぞれ15名の小委員によって構成されている。小委員の割当ては、自民7人、民主5人、公明1人、共産1人、社民1人である。なお、会長及び会長代理はすべての小委員会に出席・発言することができることとされている。

(2) 運営の特徴

衆議院憲法調査会のこれまでの運営の特徴を一言で言えば、「会長・会長代理・与党筆頭幹事の三者協議を中心にしながら、あらゆる事項について、各会派の意見を聞きながら、幹事会において公正・円満に決めてきた」ということであろうかと思われる。このことを前提に、次の3つの事項がその運営の特徴として指摘できるよう思われる。

(特徴①：「走りながら考える」!?) 憲法調査会の設置の過程においては、上述した議運理事会での3項目申合せ事項以外は、その具体的な権限や調査手法に関してはほとんど議論されていない。したがって、どのようなテーマについて、どのような方法で調査していくかなど、調査会の調査の進め方に関するあらゆる事項は、設置当初から、幹事会において行きつ戻りつの協議を繰り返

しながら、決められてきた。いわば「走りながら考える」とでも形容される状況であったといつてよいように思われる。特に、国会議員をメンバーとした会期制の中での調査（憲法調査会規程においては、「開会中であると閉会中であると問わずに開会できる」（同規程9条）とあるが、閉会中の頻繁な開会は実際には困難である）、しかも、解散・総選挙による中断、選挙結果による政治的力学の変化が不可避であることなどにかんがみれば、あらかじめ5年間を通じた長期の調査計画を立ててその下で調査を行うことが困難であることは、容易に理解できよう。つまり、その都度その都度の政治的状況下において最善と考えられる調査手法とテーマを選択していかざるを得ない、ということである。

このような条件の中で、衆議院の憲法調査会が、曲がりなりにも全体として整合性のある調査ができているとすれば、それは、会長をはじめとする幹事会構成メンバーの真摯な協議の成果というべきであろう。

(特徴②：内閣憲法調査会との関係) そのような調査手法やテーマに関する協議の際に、常に参考されたのが、内閣憲法調査会の報告書であった。限られた期間の中で効果的な調査を行うためには、先人たちの成果物を踏まえることは、当然のことである。

ただ、ここで留意しなければならないのは、内閣の憲法調査会との基本的な相違点である。それは、衆参両院の憲法調査会は、必ずしも憲法の専門家ではない国会議員のみをメンバーとしている議院内の機関であり、研究者も正式なメンバーとして入っていた内閣憲法調査会のような（学術的な面も含めた）調査研究を行う機関ではない、ということである。国民代表たる国会議員自らが、様々な政策課題を議論する場であると同時に憲法改正の発議権を有する場でもある「国会」において憲法論議をすることによって、具体的な政策と関連させながら、かつ、平易な形で国民の前に、

「日本国憲法の意義と課題」を洗いざらいさらけ出す……それこそが衆参両院の憲法調査会に求められている役割だと思われる。この点に関しては、憲法調査会の活動を批判する一部の論者にしばしば誤解が見られるので、特に留意する必要がある。

(特徴③：参議院憲法調査会との関係) もう一つ、内閣憲法調査会と異なる点は、憲法調査会が同時に2つ（衆参に1つずつ）ある、ということである。この衆参2つの憲法調査会の関係がどのようにになっているのか、あるいはどのようにしていくべきかという点は、今後、「最終報告書」のとりまとめに向けて、ますます重要な事項になってくると思われる。

しかし、少なくとも、現時点までは、衆参の憲法調査会は、その調査テーマの設定や調査手法の決定に当たって全く没交渉なだけではなく、むしろ、それぞれの議院の独立、換言すれば、両院間における「市場原理」が働いていて、良い意味で「ライバル関係」とでもいうような状況にあったように思われる。そのような状況の中で、いかにして国民にわかりやすい憲法調査を行うか、お互いに切磋琢磨してきているのである（さて、その国民の評価はどうだろうか？）。

● 調査の経過及び概要

以上、憲法調査会の設置の経緯とその組織・運営の特徴にかなりの紙幅を費やして説明したが、それは、そのような経緯と状況の中で調査が進められていることをご理解いただくことが、以下に述べる調査の経過や概要、主な議論の概要に関する理解を助ける（遠回りなようで、結局は、早道！）と考えるからである。以下では、まず、4年間の調査の経過とその概要について概観し、次に、主な議論の概要について紹介する。

(1) 調査会（総会）及び小委員会における調査

憲法調査会は、平成12年1月20日（第147回国

会）に設置されて以降平成13年12月（第153回国会）までは、「日本国憲法の制定経緯」、「戦後の主な違憲判決」、「21世紀の日本のあるべき姿」をテーマに、専ら調査会（総会）において、参考人からの意見聴取と質疑、そして委員間の自由討議という手法で調査を進めてきた。そして、調査3年目に入った平成14年2月（第154回国会）以降現在（平成16年1月）に至るまでは、国民の関心の高い時事的なテーマをとりあげつつも、できるだけ日本国憲法103箇条（前文を含む）の全体を網羅するような工夫をしながら、4つの小委員会を中心として、それぞれに個別のテーマを設定した調査を行っている。

その全体の流れについては、[資料・イメージ図]をご参照いただきたい。このイメージ図においていみじくも浮き彫りになっているように、衆議院憲法調査会における調査の大きなコンセプトは、日本国憲法について、①まず、制定経緯というその「過去」を調査して、日本国憲法の出自に関する一定の認識を共有するとともに、②「21世紀の日本のあるべき姿」という、一見、憲法論議を離れた大所高所からの骨太な議論（あるべき社会像やその認識、国家論など）を通じて、いわば「未来」指向の視座から、憲法論議に当たっての相互の一致点と相違点を確認し、論すべきテーマを抽出していった。その上で、③本論である「日本国憲法の意義と課題」に関して個別テーマを設定した詳細な調査、いわば日本国憲法の「現在」に関する調査を行っていった（現在進行中）のである。そして、これを済ませた後に、④「最終報告書」のとりまとめのための議論、ということになるのであろう。

以下、①から③までの調査の概要について、簡単にまとめてみる。

(Stage 1：日本国憲法の制定経緯等に関する調査) 衆議院憲法調査会における調査は、内閣憲法調査会の調査テーマにならって、まず、「日本国憲法の制定経緯」に関する調査から始まった。

衆議院憲法調査会における調査の経過及び今後の見通し（イメージ図）

平成16年1月現在

年月／国会回次	総会	小委員会	公聴会・海外調査	その他
H12 衆解散総選挙 参選挙	1-3 147常 4-6 7-9 148特 149臨 10-12 150臨	stage1 制定経緯 《違憲判決》 (今後の進め方)		5/3 論文募集 海外① 西欧
		stage2 21世紀のあるべき姿 (総論的調査) (3つのテーマ) 締めくくり自由討議		地方公聴会 ①仙台／②神戸 海外② 露欧 イスラエル ③名古屋
	1-3 151常 4-6 7-9 152臨 10-12 153臨			
	1-3 154臨 4-6 7-9 10-12 155臨	stage3 個別テーマごとの 各論的調査 (小委員会設置) 11/1 中間報告書 11/29 本会議報告	基本的人権小委員会 政治機構小委員会 国際社会小委員会 地方自治小委員会	④沖縄／⑤札幌 ⑥福岡 海外③ 英國・ アジア
H15 衆解散総選挙 参選挙	1-3 156常 4-6 7-9 157臨 10-12 158特	stage3 ¹ 逐条的テーマ別調査 委員間の自由討議中心 (小委員会設置) (その都度、調査会で 報告・自由討議)	基本的人権小委員会 統治機構小委員会 安保国際小委員会 最高法規小委員会 (新設)	⑦金沢／⑧高松 海外④ 北中米
	1-3 159常 4-6 7-9 臨 10-12 臨？	(常会中には終了？) stage4 報告書とりまとめに 向けての議論(?)	基本的人権小委員会 統治機構小委員会 安保国際小委員会 最高法規小委員会 報告書起草小委員会？	⑨広島 中央公聴会 海外? 国民からの 意見公募?
	1-3 常 4-6	締めくくりの議論 最終報告書(?)		※最終報告書のとりまとめと平行して、次の「機関」の 設置の是非及びその権限等について協議されるか？

第147回国会の平成12年2月から5月まで、10人の参考人を招致しての意見聴取・質疑、そして委員間の自由討議を通じて、GHQの関与（いわゆる「押しつけ」憲法論議）や憲法制定議会における議論（特に憲法9条に関する芦田修正の意味）などを中心に制定経緯全般について調査を行った。

なお、解散・総選挙を目前にした第147回国会の会期末には、最高裁判所事務総局の担当局長を招致して「戦後の主な違憲判決」に関する調査を行った。これは、憲法の番人ともいるべき最高裁判所の下した違憲判決を通して、日本国憲法の歩みを概観しようという試みであった。

（Stage 2：21世紀の日本のあるべき姿に関する調査） 第42回衆議院議員総選挙（平成12年6月25日）後に召集された同年7月の第148回国会及び第149回国会は、極めて短期間の国会であったため、会長・幹事の互選と「今後の調査の進め方」に関する自由討議が行われただけであった。

そして、同年9月に召集された第150回国会から翌年12月の第153回国会の会期末に至るまでの1年3ヶ月にわたって、「21世紀の日本のあるべき姿」という統一テーマの下に、憲法問題にとらわれず、憲法の前提となる国家像や社会観などに関する実に様々なテーマ（例えば、ITやゲノム、人口問題などに至るまで）に関する調査が進められた。招致した参考人は、27人に上った。

（Stage 3：日本国憲法の意義と課題に関する調査①～個別テーマごとの各論的調査～） 以上のような準備期間を経て、いよいよ調査3年目に入った第154回国会（平成14年1月）からは、調査会の下に小委員会（基本的人権の保障・政治の基本機構のあり方・国際社会における日本のあり方・地方自治の4つ）を設置して、毎回、個別テーマを設定しての調査が行われた。この手法は、第155回国会の平成14年12月まで続けられた。

いずれの小委員会においても、時事的な問題を含めて関心の高いテーマがその都度設定された。例えば、新しい人権や外国人の人権、労働基本権

（基本的人権小）、議院内閣制や首相公選制、両院制、司法審査制（統治機構小）、憲法9条と集団的自衛権・集団的安全保障、PKOやFTA、日米関係のあり方、EU憲法（国際社会小）、連邦制と道州制、市町村合併、税財源の移譲（地方自治小）などである。

（Stage 3'：日本国憲法の意義と課題に関する調査②～逐条的テーマ別調査～） 平成15年1月の第156回国会では、小委員会を改組（最高法規としての憲法のあり方・安全保障及び国際協力等・基本的人権の保障・統治機構のあり方の4つ）するとともに、各小委員会におけるテーマ設定についても、その都度決定していくのではなくて、日本国憲法の全103箇条（前文を含めて）を網羅的に調査するため中期的なテーマ設定をして体系的な調査を行っていくことが決定された。また、参考人からの意見聴取・質疑から委員間の自由討議・意見表明に重点をシフトさせるべく、小委員会及び調査会の運営手法も微調整され、委員同士のより積極的な意見交換（反論や再反論など）が展開されるようになった。この調査手法と調査テーマの設定は、第43回衆議院議員総選挙（平成15年11月9日）をはさんで、現在（平成16年1月）開会されている第159回国会においても踏襲されている。

これまでの各小委員会で取り上げられた主な調査テーマは、天皇制・憲法改正手続（最高法規小）、非常事態と憲法・ODAと国際協力（安保国際小）、教育権・知る権利やプライバシー権（基本的人権小）、地方自治の実態・司法制度と憲法裁判制度（統治機構小）などである。

また、小委員会設置後現在まで（平成14年1月～平成16年1月）に招致した参考人は、延べ50人に上る。

（2）地方公聴会

衆議院憲法調査会においては、調査会（総会）及び小委員会における調査と並行して、各地で地

方公聴会を開催して、日本国憲法についての国民各層の意見を聴取し、調査の参考にしている。

これまで、①宮城県仙台市（平成13年4月）、②兵庫県神戸市（平成13年6月）、③愛知県名古屋市（平成13年11月）、④沖縄県名護市（平成14年4月）、⑤北海道札幌市（平成14年6月）、⑥福岡県福岡市（平成14年12月）、⑦石川県金沢市（平成15年5月）、⑧香川県高松市（平成15年6月）の8カ所で開催しており、一般公募した意見陳述者から意見を聴取している。

本年（平成16年）3月には広島県広島市での開催が予定されており、これで全国を一巡することになる。また、今後は、複数回の中央公聴会の開催も予定されている。

（3）海外調査

衆議院憲法調査会においては、これまで閉会中を利用して、毎年、海外調査を行っている。すなわち、①平成12年は、ドイツ、スイス、イタリア及びフランス並びにフィンランドの5カ国の憲法事情を、②平成13年は、ロシア及びハンガリーその他の東欧諸国を含めた5カ国、オランダ及びスペインをはじめとする王室制度を有する5カ国並びにイスラエル（特に、首相公選制について）の合計11カ国の憲法事情を、③平成14年は英国、タイ及びシンガポールをはじめとする東南アジア5カ国、中国及び韓国の合計8カ国の憲法事情を、④平成15年は、アメリカ、メキシコ及びカナダの3カ国の憲法事情を、それぞれ調査している。

その調査結果は、憲法調査会（総会）において中山団長及び派遣議員から口頭で報告されるとともに、詳細な報告書が議長に提出されている。

（4）その他の活動

（衆議院憲法調査会ホームページと衆議院憲法調査会ニュース） 衆議院憲法調査会では、以上のような調査活動に関する情報をできるだけ正確に、かつ、わかりやすく、国民に提供するため、

衆議院ホームページ（<http://www.shugiin.go.jp>）内に憲法調査会のホームページを開設して、調査会・小委員会における議論の概要はもとより、そこで配付された冊子資料や、『海外調査報告書』や『中間報告書』のような膨大な資料に至るまで、ありとあらゆる情報を掲載している。

このホームページでは、毎回の憲法調査会（総会）・小委員会の議論の概要を簡単にまとめた「衆議院憲法調査会ニュース」も公開されており、希望すれば、毎回、メール・マガジンの送付を受けることもできる。

（憲法のひろば） また、国民からの意見を受け付ける窓口として、平成12年2月に「憲法のひろば」を開設し、郵便、ファックス及び電子メールで意見を受け付けている。寄せられた意見は、憲法調査会事務局によって整理集計した上で、会長・幹事・オブザーバーに対して定期的に報告され、調査の参考に供されているところである。

（5）『中間報告書』の提出（平成14年11月）

前述のように、憲法調査会の調査期間は、議運理事会の申合せによって「概ね5年程度を目途」とされているが、第154回国会（平成14年7月まで）をもってその調査期間の折り返し点となる2年半が経過したこと等にかんがみて、それまでの調査の経過及びその議論の概要を論点ごとに分類整理した『中間報告書』を作成し、同年11月1日、衆議院議長に提出した。また、同月29日には、衆議院本会議において、中山太郎会長からその提出の経緯及び概要が報告されている。

この『中間報告書』は全文706頁に及ぶ長大なものであるが、その大半を占めるのは、「憲法調査会における委員及び参考人等の発言に関する論点整理」（第3編第3章）である。これは、委員・参考人等の発言を要約した上で、憲法の各条章ごとに項目を立てて「積極的意見」「消極的意見」「その他」などに分類整理を行ったものである。その発言の全体は、すべて憲法調査会の会議録に載せられている

ものであり、その意味では、この『中間報告書』は、良くも悪くも、憲法調査会におけるこれまでの議論を客観的に圧縮したものとなっている。

主な議論の概要

紙幅がなくなってきたが、最後に、上記の『中間報告書』（その後の議論については、上述した「衆議院憲法調査会ニュース」）を素材にして、衆議院憲法調査会における主な議論の概要を、ご紹介しよう。

(1) 日本国憲法の制定経緯

日本国憲法の制定経緯に関して最も白熱した議論がなされたのは、GHQの関与（「押しつけ」）の事実をどのように評価するべきか、という点であった。「押しつけ」の観点を重視して「自主憲法」の制定を主張する改憲サイドの見解と、「押しつけ」は天皇制を守ろうとする政府に対するものであって多くの国民に対するものではなかったとする護憲サイドの見解との伝統的対立があるからである。

しかし、議論を通じてそのいずれの見解も多数の支持するところとはならず、結局、お互いの共通認識となったとのは、GHQによるいわゆる「押しつけ」があったことは事実であるが、日本国憲法のその後の定着等にかんがみれば、それは「改憲」の理由にはならない、「改憲」の是非は、日本国憲法の規定と現在の我が国の現実との乖離をどうとらえるべきか、といった「現在」の時点から別途考えるべき事柄である、ということであったように思われる。

(2) 天皇制

①象徴天皇制と国民主権の関係をどのように理解するべきか、という理論的な点においては、若干の見解の相違があった。しかし、②現行の象徴天皇制については、これを維持することについて

は大筋の合意があったように思われる。その他論議されたのは、③天皇の「元首性」を明記するべきか、④「女帝」を認めるべきかといった点であり、会派を超えて実に様々な意見が表明された。

(3) 平和主義・国際協力（前文及び9条）

憲法9条は、最も激しく、かつ、熱のこもった議論が繰り広げられたテーマである。国会の各会派の勢力分布を反映して、伝統的な「護憲」論を開いた委員は少数であり、憲法9条の「平和主義」の理念を高く評価しつつも、自衛隊の明確な認知、より積極的な国際貢献の必要性などは、多くの委員の共通認識となっているようであった。

そのような認識の上に立って、①9条改正の是非のほか、②外部からの侵略のほか、テロ等の治安的緊急事態、大規模災害のような緊急事態を含めて、非常事態全般に対するシステムを憲法上どのように用意しておくべきか、③国連・アメリカとの関係を中心として、我が国はどのような外交政策を基本とするべきか（それを憲法上どのように評価するべきか）、④アジアにおける地域的安全保障体制構築の問題を念頭に、国際機関への国家主権の一部委譲の問題など、国際協力や安全保障問題全般について議論が繰り広げられた。①については、9条1項（戦争放棄）の堅持についてはほぼ共通認識であったように思われるが、9条2項（戦力の不保持）については、同項の削除論と3項を追加して「自衛隊」の存在（及び「集団的自衛権」の行使）を明確に認めるべきであるといった具体的な発言もあった。

(4) 基本人権

人権論の分野では、①知る権利、プライバシー権、環境権といつたいわゆる「新しい人権」を憲法に追加するべきではないか、②行き過ぎた個人主義を是正するため国家・社会（共同体）・家族への公共的責務を憲法上規定するべきではないか、といった発言などが注目を集めた。

(5) 政治の基本機構（国会及び内閣）

小泉内閣発足直後の同首相の発言もあって、①「首相公選制」の是非については、かなりの議論がなされたが、首相公選制の唯一の実施国であったイスラエルでの海外調査の結果も含めて、多くの委員は、その採用には極めて消極的であった。また、②「議院内閣制のあるべき姿」については、イギリスをモデルに、内閣（政府）と与党の完全な一体化の下に首相の強力なリーダーシップを実現するべきではないか、という意見が多くの委員から述べられた。

国会に関しては、③「両院制」に関する発言が目立った。その中では、(a) 一院制への移行論や、(b) 両院制を維持するとしても両院の権限・役割分担を明確にし、選任方法も異なるようにするべき（例えば、参議院には推薦制・任命制を導入するなど）との意見が多くの委員から述べられた。

(6) 司法（憲法裁判制度を含む）

司法制度に関しては、違憲立法審査権の行使に関する最高裁の消極的姿勢に批判の声が相次ぎ、①ドイツやイタリア、韓国などの制度を念頭に置きながら、憲法裁判所を設置するべきではないかとの発言が目立った。ただし、②その権限（抽象的な違憲審査権、具体的な訴訟を通じての違憲審査権など）や判事の任命の仕方などに関する具体的な発言は、それほど見られなかった。

(7) 地方自治

地方自治に関しては、ほとんどの委員が「分権推進」の立場に立った上で、①連邦制・道州制の是非といったテーマから、②市町村合併、③税財源の移譲などといった政策的テーマに至るまで、実に詳細かつ具体的な議論が行われた。多くの委員から、現行の「地方自治の本旨」（憲法92条）からすべてを導き出すことには無理があり、地方自治の基本的枠組みを憲法上規定するべきではないか、との発言が述べられた。また、④住民投票

制度などの直接民主制の導入についても、積極的な発言が述べられた。

(8) 憲法改正の手続

憲法改正の手続（憲法96条）については、①96条の実施法たる「日本国憲法改正国民投票法」が未だに制定されていない点に関して、これを「立法の怠慢」であり早急に制定するべきであるとの意見と、そのような手続法は憲法改正が現実問題となってからでよいとの意見が、先鋭に対立した。また、②両議院の3分の2の賛成に加えて国民投票を要求する現行憲法の改正規定は、あまりに厳格にすぎ、まずはこれを緩和するべきではないかとの意見なども述べられた。

今後の展望

最後に、「残り1年」の調査の見通しについて、一言述べてしめくくりとしたい。

まず、現在の第159回国会では、個別テーマ調査を引き続き行うことについては、既に合意されている。その上で、参議院議員選挙後の秋口からは、補充調査を並行的に行いながら、いよいよ「最終報告書」のとりまとめのための議論に入ることが予想される。その提出は、ちょうど5年目に当たる2005年1月に召集される通常国会中となることが「概ねの目途」とされるであろう。

他方、自由民主党は結党50年を迎える来年（2005年）11月までに党としての憲法改正草案をまとめる予定と報じられ、また、民主党も憲法公布後60年を迎える再来年（2006年）までに党としての新たな憲法のあり方を国民に示すとしている。このように見ると、まさしく、今年からしばらくの間は、「憲法問題」を軸に政治が動いていく、戦後の我が国の政治の中で最も大きな転換になってくるようにも思われるのだが、どうだろうか？